

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5705081号
(P5705081)

(45) 発行日 平成27年4月22日(2015.4.22)

(24) 登録日 平成27年3月6日(2015.3.6)

(51) Int.Cl.

B42D 11/00 (2006.01)
B42D 15/04 (2006.01)

F 1

B 4 2 D 11/00
B 4 2 D 15/04E
A

請求項の数 3 (全 19 頁)

(21) 出願番号 特願2011-219825 (P2011-219825)
 (22) 出願日 平成23年10月4日 (2011.10.4)
 (65) 公開番号 特開2013-78884 (P2013-78884A)
 (43) 公開日 平成25年5月2日 (2013.5.2)
 審査請求日 平成26年2月14日 (2014.2.14)

(73) 特許権者 505288675
 サンエイ株式会社
 香川県高松市郷東町 792-98
 (74) 代理人 100104215
 弁理士 大森 純一
 (74) 代理人 100117330
 弁理士 折居 章
 (74) 代理人 100123733
 弁理士 山田 大樹
 (74) 代理人 100168181
 弁理士 中村 哲平
 (74) 代理人 100168745
 弁理士 金子 彩子
 (74) 代理人 100170346
 弁理士 吉田 望

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 配送伝票

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第1の配送伝票片及び第2の配送伝票片を有し、これらの裏面に台紙が貼付された配送伝票であって、

前記第1の配送伝票片は、表面に第1の情報が記載される第1の領域と、前記第1の領域を取り囲むように配置されて裏面に接着剤が塗布された第2の領域とを有し、

前記第2の配送伝票片は、前記第1の配送伝票片の一側と隣接し、隣接方向である第1の方向で隣接部分から前記第1の領域までの幅より幅広であり、当該第1の方向と直交する第2の方向で前記第1の領域より内側に位置すると共に、前記第1の配送伝票片の裏面と裏面同士で折り畳まれたときに前記第2の領域の裏面に塗布された隣接部分側の前記接着剤を露出させる窓部を有する第3の領域と、表面に第2の情報が記載される当該第3の領域とミシン目を介して設けられた第4の領域とを有することを特徴とする配送伝票。

【請求項 2】

請求項1に記載の配送伝票であって、

前記窓部は、前記第1の配送伝票片と前記第2の配送伝票片との境側に向けて幅広となる形状である配送伝票。

【請求項 3】

請求項1又は2に記載の配送伝票であって、

前記窓部の一側の終縁は、前記第1の配送伝票片と前記第2の配送伝票片との境まで及ぶ配送伝票。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、配送される商品などに貼付される配送伝票に関する。

【背景技術】**【0002】**

配送伝票には届け先の住所や名前などの情報が記載されるが、従来は商品の箱の中に同梱していた明細書などの情報も配送伝票に記載されるようになってきた。明細書などの情報は、届け先の住所や名前よりも秘匿性が高い。従って、例えば1枚の配送伝票の表面に届け先の住所や名前と共に明細書などの情報も一度にプリントアウトして折り畳む。そして、折り畳んだ表面に届け先の住所や名前、裏面に明細書などの情報が位置するように、配送伝票が商品に貼付される。

【0003】

この折り畳み式の配送伝票は、従来明細書などが例えは封筒に入れられて商品の箱の中に同梱されていた形態に似せ、配送伝票の裏面三辺を商品などに貼付し、つまり配送伝票の裏面にコの字状に接着剤を塗布して商品などに貼付し、封筒と同様に一辺の開口部分より配送伝票と商品との間に明細書部分を結果として挿入した状態としている。そして、当該開口部分より明細書部分を引っ張り出すことで、明細書を取り出すことができるようになっている。

これに関連する先行技術文献として、特許文献1～3などがある。

10

【先行技術文献】**【特許文献】****【0004】**

【特許文献1】特開2010-30046号公報

【特許文献2】特開2006-281739号公報

【特許文献3】特開2001-246882号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

個人情報の保護への要請がますます強くなってきており、上記の如く配送伝票の一辺の開口部分より明細書部分を引っ張り出すことができる点で、個人情報の流出の可能性を指摘されるという懸念がある。

30

【0006】

また、本発明者らの知見によれば、このような配送伝票を付した商品の配送の過程において上記の一辺の開口部分が何らかに引っ掛かり、配送伝票が商品より剥がれる可能性があることを見出した。

【0007】

このため、例えば商品にこのような配送伝票を付した後に一辺の開口部分をシールや糊などで封印することが考えられるが、これらの作業は手作業となるため、封印のし忘れを生じる可能性がある。それでは、情報流出という観点から考えると根本的な問題の解決に至らないことになる。また、作業量の増大によってコスト高になるという問題も当然生じる。

40

【0008】

以上のような事情に鑑み、本発明の目的は、秘匿性が要求される情報の流出及び商品などからの剥がれによる事故を防止できる折り畳み式の配送伝票を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0009】**

上記目的を達成するため、本発明に係る配送伝票は、第1の配送伝票片と第2の配送伝票片とで構成される。

50

【0010】

第1の配達伝票片は、表面に第1の情報が記載される第1の領域と、前記第1の領域を取り囲むように配置されて裏面に接着剤が塗布された第2の領域とを有する。

【0011】

第2の配達伝票片は、前記第1の配達伝票片の一側と隣接し、隣接方向である第1の方向で隣接部分から前記第1の領域までの幅より幅広であり、当該第1の方向と直交する第2の方向で前記第1の領域より内側に位置すると共に、前記第1の配達伝票片の裏面と裏面同士で折り畳まれたときに前記接着剤を露出させる所定形状の窓部を当該第2の方向に所定数有する第3の領域と、表面に第2の情報が記載されるものとして当該第3の領域とミシン目を介して設けられる第4の領域とを有する。

10

【0012】

本発明では、第3の領域に窓部を有することで、第1の領域及び第4の領域の外周のほぼ全周にわたって、第2の領域の裏面が商品などに貼付される。つまり、当該配達伝票が商品などに貼付された状態では、第4の領域の表面に記載された情報は、常に第1の配達伝票片によって実質的に密封される。従って、部分的な密封のし忘れをするということはなくなり、また第4の領域の表面に記載された情報を得るために第1の配達伝票片のうち少なくとも第1の領域を剥がさなければならないことから、ひそかにこの情報を得ることができず、秘匿性が要求される情報の流出を防止することができる。しかも、第4の領域の表面は第1の配達伝票片側ではなく、商品側を向いているので、商品などに貼付された配達伝票の表面から第4の領域の表面に記載された情報を読み取ることは困難である。

20

【0013】

また、第1の配達伝票片は窓部近傍に僅かな隙間を有する以外はその全ての外縁が貼付されているので、この配達伝票を付した商品などの配達の過程においてこの配達伝票のどこかが何かに引っ掛けたり、この配達伝票が商品などから剥がれる、という事故を防止することができる。ここでいう、事故とは、商品などの宛て先が不明になってしまうことなどである。

【0014】

折り畳み前のこの配達伝票は、第1の情報を記載する第1の領域の表面と第2の情報を記載する第4の領域の表面が同一の側にあることから、これらの情報を一度にプリントすることができる。

30

【0015】

本発明によれば、前記窓部は、前記第1の配達伝票片と前記第2の配達伝票片との境側に向けて幅広となる形状であることが好ましい。また、前記窓部の一側の終縁は、前記第1の配達伝票片と前記第2の配達伝票片との境とほぼ一致する位置まで及ぶことがより好ましい。これにより、この配達伝票を付した商品などの配達の過程においてこの配達伝票のどこかが何かに引っ掛けたり、この配達伝票が商品などから剥がれる、という事故をより確実に防止することができる。

【0016】

本発明によれば、前記第1の情報は、当該配達伝票が貼付された配達物の送付先の情報を含み、前記第2の情報は、前記第1の情報よりも秘匿性の高い個人情報を含むことが好ましい形態である。

40

【0017】

本発明に係る配達伝票は、商品に貼付される前は、接着剤が塗布された面が剥離層を有する台紙に貼付されている。従って、本発明の別の観点に係る台紙付き配達伝票は、(A)表面に第1の情報が記載される第1の領域と、前記第1の領域を取り囲むように裏面に接着剤が塗布された第2の領域と、前記第2の領域の一側と隣接し、当該隣接する方向である第1の方向で隣接部分から前記第1の領域までの幅より幅広で、前記第1の方向と直交する第2の方向に対して前記第1の領域より内側に位置し、かつ、前記第1の配達伝票片の裏面と裏面同士で折り畳まれたときに前記接着剤を露出させる所定形状の窓部を当該第2の方向に所定数有する第3の領域と、表面に第2の情報が記載されるものとして当該

50

第3の領域とミシン目を介して設けられる第4の領域とを有する配送伝票と、(B)前記配送伝票の裏面に貼付された剥離層を有する台紙とを具備する。

【発明の効果】

【0018】

以上のとおり、本発明によれば、折り畳み式の配送伝票にあって、秘匿性が要求される情報の流出及び商品などからの剥がれによる事故を確実に防止することができる。

【図面の簡単な説明】

【0019】

10

【図1】本発明の一実施形態に係る台紙付きの配送伝票の平面図である。

【図2】図1におけるA-A断面図である。

【図3】図1におけるB-B断面図である。

【図4】図1におけるC-C断面図である。

【図5】図1におけるD-D断面図である。

【図6】配送伝票を台紙から剥がしている状態を示す平面図である。

【図7】配送伝票を台紙から剥がした状態を示す平面図である。

【図8】折り畳まれた配送伝票を第4の面側から見た図である

【図9】配送伝票が商品に貼付された状態を示す図である。

【図10】第2の領域が配送伝票より取り外された状態を示す図である。

20

【図11】台紙付きの配送伝票の全体を破線で示し、窓部については当該配送伝票の部分として実線にて示した平面図である。

【図12】図11の背面図である。

【図13】窓部の変形例を示す平面図である。

【図14】窓部の変形例を示す平面図である。

【図15】窓部の変形例を示す平面図である。

【図16】窓部の変形例を示す平面図である。

【図17】窓部の変形例を示す平面図である。

【図18】窓部の変形例を示す平面図である。

【図19】窓部の変形例を示す平面図である。

30

【図20】窓部の変形例を示す平面図である。

【図21】窓部の変形例を示す平面図である。

【図22】窓部の変形例を示す平面図である。

【図23】窓部の変形例を示す平面図である。

【図24】窓部の変形例を示す平面図である。

【図25】窓部の変形例を示す平面図である。

【図26】窓部の変形例を示す平面図である。

【図27】窓部の変形例を示す平面図である。

【図28】窓部の変形例を示す平面図である。

【図29】窓部の変形例を示す平面図である。

40

【図30】窓部の変形例を示す平面図である。

【図31】窓部の変形例を示す平面図である。

【図32】窓部の変形例を示す平面図である。

【図33】窓部の変形例を示す平面図である。

【図34】窓部の変形例を示す平面図である。

【図35】窓部の変形例を示す平面図である。

【図36】窓部の変形例を示す平面図である。

【図37】窓部の変形例を示す平面図である。

【図38】窓部の変形例を示す平面図である。

【図39】窓部の変形例を示す平面図である。

50

【図40】窓部の変形例を示す平面図である。

【図41】窓部の変形例を示す平面図である。

【図42】窓部の変形例を示す平面図である。

【図43】窓部の変形例を示す平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0020】

以下、図面を参照しながら、本発明の実施形態を説明する。

【台紙付きの配送伝票の構成】

【0021】

図1は本発明の一実施形態に係る台紙付きの配送伝票の平面図である。図2は同図A-A断面図、図3はB-B断面図、図4はC-C断面図、図5はD-D断面図である。 10

この実施形態においては、配送伝票が通信販売に係る商品に使用されるものであるが、本発明に係る配送伝票はこのような用途に限定されず、他の形態の宅配など、商品や書面などを配送する分野に用いることができる。

これらの図に示すように、配送伝票100は、商品に貼付される前は、接着剤が塗布された面が台紙200の剥離層に貼付されている。

配送伝票100は、例えばA4サイズの用紙からなり、複数の領域から構成される。

【0022】

第1の領域110は、矩形で、その表面Sに第1の情報111が記載される。第1の情報111としては、商品の届け先の住所や名前などがある。この例では、第1の領域110がさらに複数の領域110a、110b、110cに分割され、それらの領域の境にミシン目Mが入れられている。 20

【0023】

また、第1の領域110の一つの角部には、切り欠き112が設けられている。切り欠き部112を設けることで、後述するように第1の領域110を商品から簡単に取ることができます。

【0024】

第2の領域120は、矩形で、その内側の矩形の第1の領域110の4辺を取り囲むように設けられている。第2の領域120は、その裏面Rに接着剤Gが塗布されている。従って、図3に示したように、第1の領域110の裏面Rは、台紙200に対して接着していないが、第2の領域120の裏面Rは、台紙200に対して接着している。第1の領域110と第2の領域120との境には、ミシン目Mが入れられている。第2の領域120の一方の角部には、斜めに切り目（紙と紙との間を切断した部分）Pが入れられて、角部の一部の領域122が切り目Pを介して第2の領域120から分離されている。この斜めの部分の切れ目Pが、この配送伝票100を台紙200から作業者の指先で剥がし始めるための剥がし口として用いられる。この領域122の表面Sに「はがし口」などの文字を印刷することで、剥がす際の作業をスムーズに行うことができるようになる。第2の領域120の表面Sには、依頼主、発送元、その他の宣伝などの情報を印刷してもよい。 30

【0025】

第3の領域130は、矩形で、第2の領域120の一側と隣接している。第3の領域130は、第2の領域120と隣接する方向である第1の方向Xに対して第2の領域120より幅広で、第1の方向Xと直交する第2の方向Yに対して第1の領域110より内側に位置する。 40

【0026】

第3の領域130は、例えば2つの台形形状の窓部131を有する。この窓部131は、第3の領域130において切れ目Pを入れ、図4に示したように、その内側の領域の裏面Rに接着剤Gを塗布し、これに対応する位置の台紙200には剥離層を設けないことで、配送伝票100を台紙200から剥がしたときに、窓部131の内側の用紙が台紙200側に残るようになっている。

【0027】

ここで、配送伝票 100 のうち、第 1 の領域 110 と第 2 の領域 120 とから構成される部分を第 1 の配送伝票片 101 とし、それ以外の領域から構成される部分を第 2 の配送伝票片 102 とする。つまり、第 2 の配送伝票片 102 は、第 1 の配送伝票片 101 の一側より連続している。後述するように、第 2 の配送伝票片 102 と第 1 の配送伝票片 101 とは、これらの境で折り畳まれて裏面 R どうしが接し、このように折りこのように畳まれた状態で配送伝票 100 は商品に貼付されることになる。

【0028】

窓部 131 は、第 1 の配送伝票片 101 と第 2 の配送伝票片 102 との境側に向けて幅広となる形状、つまり台形形状であることが好ましい。また、窓部 131 の一側の終縁は、第 1 の配送伝票片 101 と第 2 の配送伝票片 102 との境とほぼ一致する位置まで及ぶことがより好ましい。これにより、この配送伝票 100 を付した商品などの配送の過程においてこの配送伝票 100 の例えば他の商品などに引っ掛かり、この配送伝票 100 が商品などから剥がれる、という事故を確実に防止することができる。

この例でいうと、窓部 131 を除く、第 2 の領域 120 と第 3 の領域 130 との境には、ミシン目 M が入れられている。

【0029】

また、第 3 の領域 130 の第 4 の領域 140 側の角部には、切り欠き 133 が設けられている。切り欠き 133 を設けることで、後述するように、第 4 の領域 140 を商品から取るときに第 3 の領域 130 を巻き込んで取られてしまうことを防止でき、第 4 の領域 140 を非常にきれいに商品から取ることができる。

【0030】

第 4 の領域 140 は、矩形で、第 2 の領域 120 の一側に第 3 の領域 130 を挟むように設けられている。この例では、第 4 の領域 140 がさらに複数の領域 140a ~ 140f に分割され、それらの領域の境にミシン目 M が入れられている。

【0031】

第 4 の領域 140 は、第 1 の方向 X に対して第 3 の領域 130 の幅を加えた長さ L1 が第 1 の領域 110 の幅と第 2 の領域の第 3 の領域 130 側の幅 110 とを加えた長さ L2 よりも短い (L1 < L2)。また、第 4 の領域 140 は、第 2 の方向 Y に対して第 1 の領域 110 より内側に位置する。ここで、上記のように第 3 の領域 130 が第 1 の方向 X に対して第 2 の領域 120 より幅広であることから、第 2 の配送伝票片 102 と第 1 の配送伝票片 101 とがこれらの境で折り畳まれて裏面 R どうしが接した際に、第 4 の領域 140 は、第 1 の領域 110 の内側の領域に位置することとなる。つまり、第 4 の領域 140 は、第 2 の領域 120 の裏面 R に塗布された接着剤 G と接触することはなくなる。また、第 4 の領域 140 と第 3 の領域 130 との境は、ミシン目 M が入れられている。

【0032】

第 4 の領域 140 は、その表面 S に第 2 の情報 141 が記載される。例えば、第 2 の情報 141 としては、第 1 の情報 111 よりも秘匿性の高い個人情報、商品の明細書などの情報がある。第 2 の情報 141 として、例えば払い込みのための伝票や返品伝票などの情報がある。なお、第 4 の領域 140 の裏面 R にも広告などの情報を印刷してもよい。

【0033】

第 5 の領域 150 は、第 4 の領域 140 の第 2 の方向 Y の両側に設けられている。第 2 の方向 Y に対して、第 4 の領域 140 と第 5 の領域 150 との合計長さが第 2 の領域 120 の長さと一致するように、第 5 の領域 150 の長さが定めされている。第 6 の領域 160 は、矩形で、第 4 の領域 140 の端部側に第 2 の方向 Y に対して同一の長さとなるように設けられている。第 1 の方向 X に対して、第 6 の領域 160 と第 3 の領域 130 と第 4 の領域 140 との合計長さが、第 5 の領域 150 の長さと一致するように、第 6 の領域 160 の長さが定められている。これにより、これにより、台紙 200 に張られた配送伝票 100 が、例えば A4 の大きさの台紙 200 と同じ形状・大きさとなる。従って、例えばこの配送伝票 100 をプリントアウトするときなどの作業性が良くなる。例えば、配送伝票 100 が矩形でないと、プリントアウトの際に紙詰まりなどの発生原因となる。また、

10

20

30

40

50

製造面でもコスト的なメリットとなる。

【0034】

第5の領域150及び第6の領域160の裏面Rには、図5に示したように、接着剤Gが塗布され、これに対応する位置の台紙200には剥離層が設けられていない。また、第5の領域150と第6の領域160との境はミシン目もなく切れ目もなく、連続している。第2の領域120と第5の領域150との境は切れ目Pが入れられ、第4の領域140と第5の領域150との境はミシン目Mが入れられている。第4の領域140と第6の領域160との境は、切れ目Pが入れられている。これにより、配送伝票100を台紙200より剥がしたときに、第5の領域150及び第6の領域160が台紙200に残ることになる。

10

【0035】

台紙200は、例えば配送伝票100と同じA4の形状・大きさであり、表面に剥離層210が設けられ、剥離層210の表面に配送伝票100の裏面Rが位置している。剥離層21は、第2の領域120に対応する位置にのみ設けられている。

なお、この実施形態では、配送伝票100の窓部131、第5の領域150及び第6の領域160に接着剤Gを塗布し、これに対応する台紙200には剥離層を設けないことで、配送伝票100を台紙200より剥がしたときに、窓部131の用紙部分、第5の領域150及び第6の領域160の用紙部分が台紙200に残るようにしたが、例えば窓部131、第5の領域150及び第6の領域160に接着剤Gよりも接着力が強力な接着剤を塗布することで、これに対応する台紙200に剥離層を設けても、上記の同様に配送伝票100を台紙200より剥がしたときに、窓部131の用紙部分、第5の領域150及び第6の領域160の用紙部分が台紙200に残るようにすることができる。

20

【配送伝票の使用例】

【0036】

以上のように構成された配送伝票100では、台紙200に貼付されている状態で、第1の領域110及び第4の領域140の表面Sに第1の情報111及び第2の情報141をプリンタによって一度にプリントアウトすることができる。次に、作業者は、図6に示すように、第2の領域120の切れ目Pより矢印方向に台紙200から配送伝票100を剥がす。

【0037】

30

既に説明したとおり、第1の配送伝票片101の表面Sである第1の面のうち第1の領域110には、第1の情報111が記載されている。第1の配送伝票片101の裏面Rである第2の面のうち第2の領域120には接着剤Gが塗布されている。

【0038】

第2の配送伝票片102の裏面Rである第3の面のうち窓部131の領域、第5の領域150及び第6の領域160に接着剤Gを塗布し、これに対応する台紙200には剥離層を設けていない。第2の配送伝票片102の表面Sである第4の面のうち第4の領域140には、第2の情報141が記載されている。

【0039】

従って、図1に示した配送伝票より第2の領域120における剥がし口の部分、窓部131の領域、第5及び第6の領域150、160が台紙200に残って、図7に示すように、配送伝票100は、これらが取れた状態となる。この状態より、第1の配送伝票片101と第2の配送伝票片102とをこれらの境で折り畳み、第1の配送伝票片101の第2の面と第2の配送伝票片102の第3の面とを張り合わせる。そうすると、一方の面には、第1の情報111が、その裏面である他方の面には第2の情報141が位置することになる。

40

【0040】

図8は折り畳まれた配送伝票100を第4の面側（商品に貼付された状態の裏面側）から見た図である。

図8に示すように、第2の領域120の裏面Rに塗布された接着剤Gは、3辺について

50

は全面的に露出し、窓部131が位置する1辺については窓部131を介して露出している。図9に示すように、この状態より配送伝票100の接着剤Gが塗布された側を商品300に貼付すると、第1の領域110及び第4の領域140の外周のほぼ全周である、4辺にわたって、第2の領域120の第2の面(裏面R)が商品300に貼付される。つまり、当該配送伝票100が商品300に貼付された状態では、第4の領域140に記載された第2の情報141は、常に第1の配送伝票片101によって実質的に密封される。そして、図9に示すような状態で商品300は、表面に露出する第1の情報111に基づき届け先に届けられる。届け先において、第1の領域110を配送伝票100より取り外す。

図10は第1の領域110が配送伝票100より取り外された状態を示している。

10

【0041】

図10に示すように、第4の領域140の第2の情報141が記載されていない面が表面に露出しているが、この状態で第4の領域140をめくることで初めて第2の情報141に見ることができる。また、この状態で、第4の領域140を配送伝票100から取り外すことができる。

【まとめ】

【0042】

以上のとおり、本実施形態に係る配送伝票100では、窓部131を有することで、配送伝票100が商品300に単に張るだけの作業によって、第2の情報141は、常に第1の配送伝票片101によって実質的に密封されることになる。従って、秘匿性が要求される情報の流出を防止することができる。配送伝票100を付した商品などの配送の過程においてこの配送伝票100の例えば他の商品などに引っ掛けたり、この配送伝票100が商品などから剥がれる、という事故を防止することができる。

20

以上、本発明の好ましい実施の形態について詳述したが、本発明は、特定の実施形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲に記載された本発明の要旨の範囲内において、種々の変形・変更が可能である。

【0043】

例えば、図11及び図12は図1に示した台紙付きの配送伝票(単に「伝票」と言っても構わない。)の全体を破線で示し、窓部131については当該配送伝票の部分として実線にて示しているが、窓部131についてはこのような形状などには限定されず、例えば図13から図43に示すように変形して実施することができる。なお、図13から図43に示す図はすべて平面図であり、背面図については図12を援用することができる。

30

【符号の説明】

【0044】

100 配送伝票

101 第1の配送伝票片

102 第2の配送伝票片

110 第1の領域

111 第1の情報

120 第2の領域

130 第3の領域

131 窓部

140 第4の領域

141 第2の情報

150 第5の領域

200 台紙

210 剥離層

G 接着剤

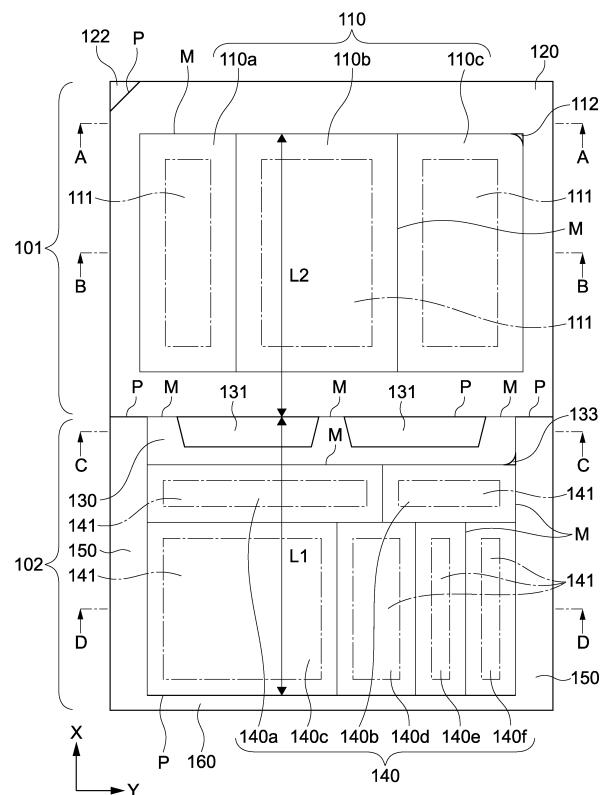
M ミシン目

P 切れ目

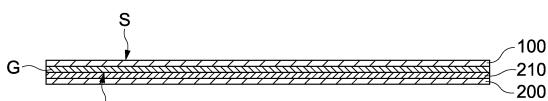
40

50

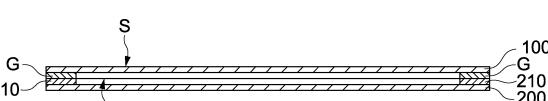
【図1】



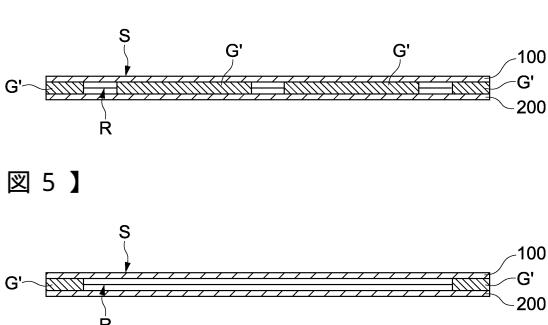
【図2】



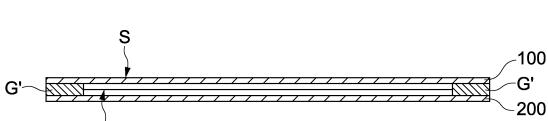
【図3】



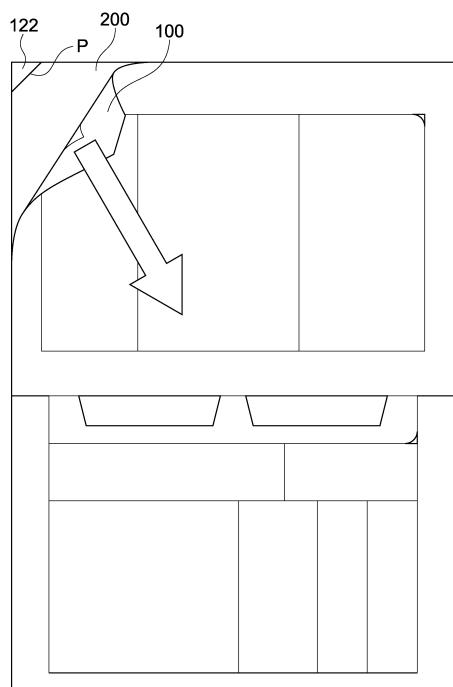
【図4】



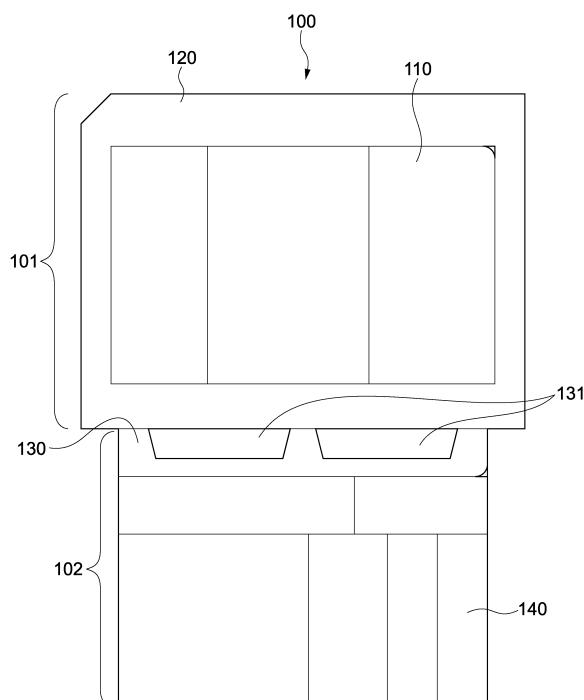
【図5】



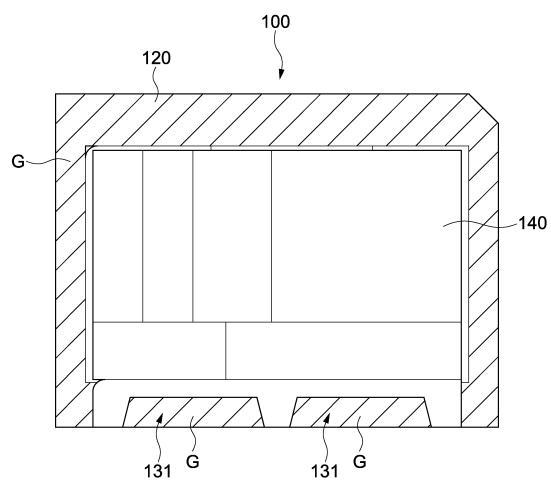
【図6】



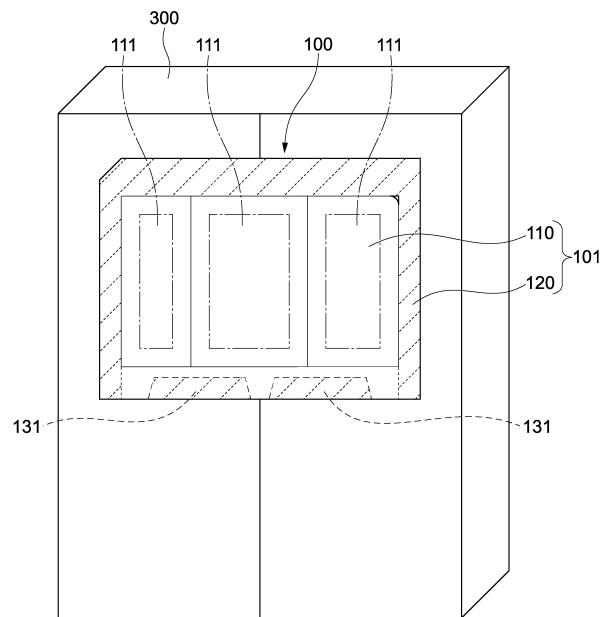
【図7】



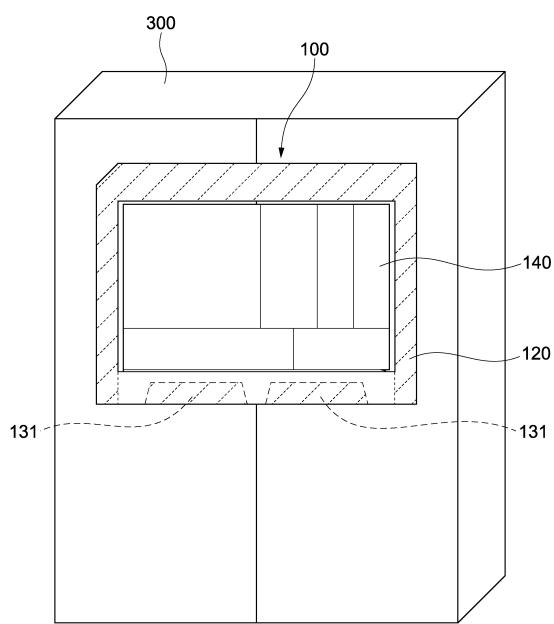
【図 8】



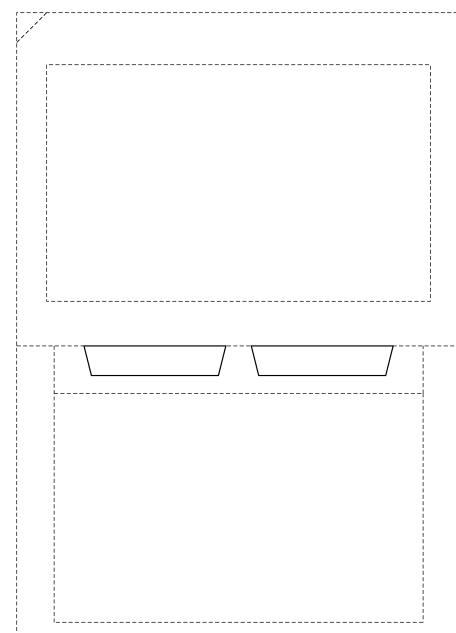
【図 9】



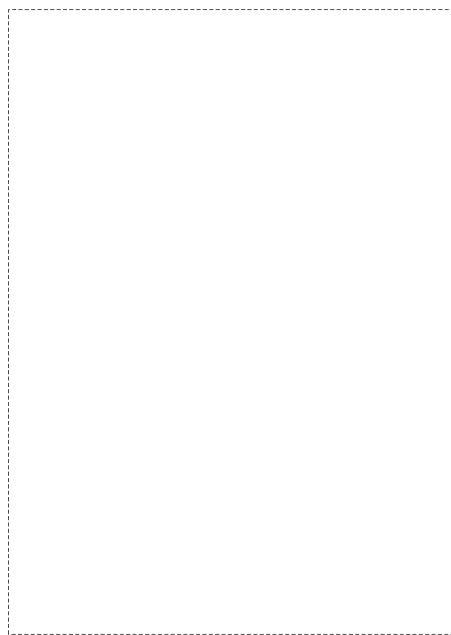
【図 10】



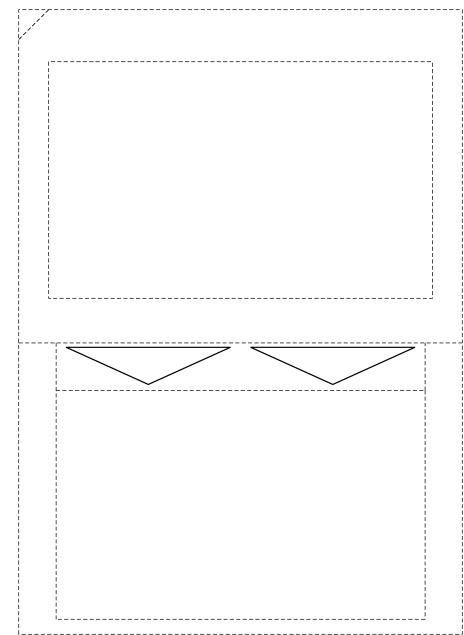
【図 11】



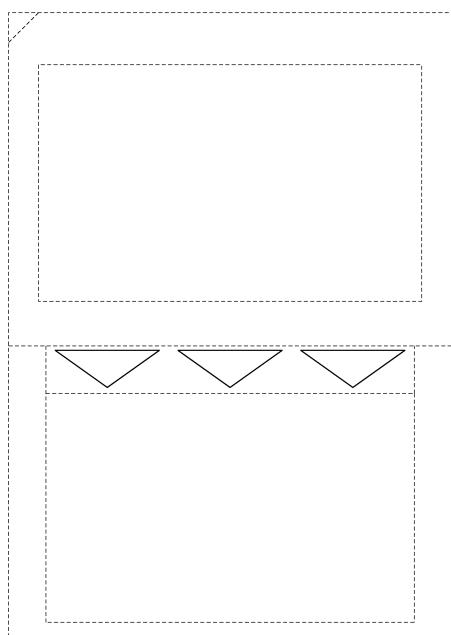
【図12】



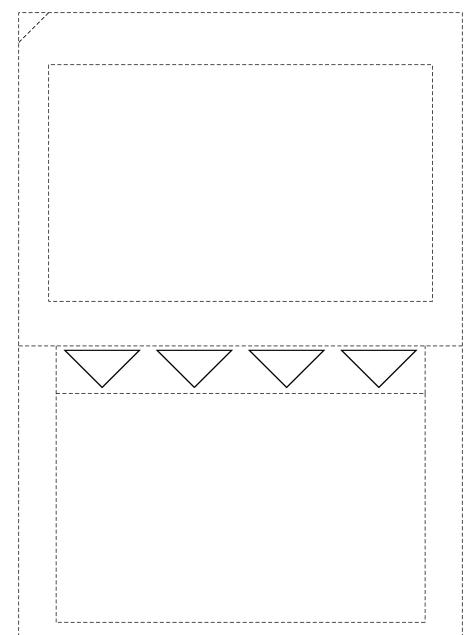
【図13】



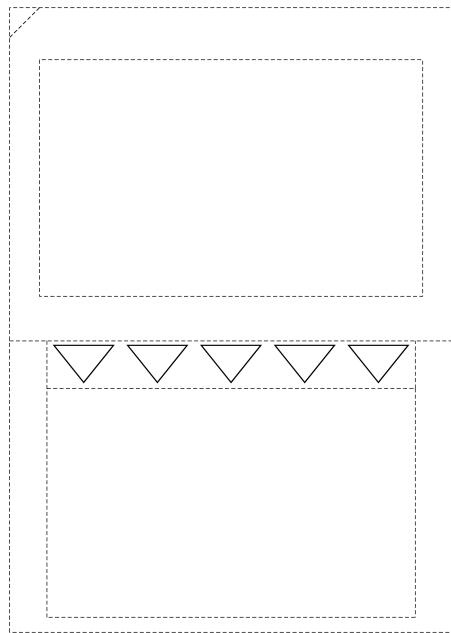
【図14】



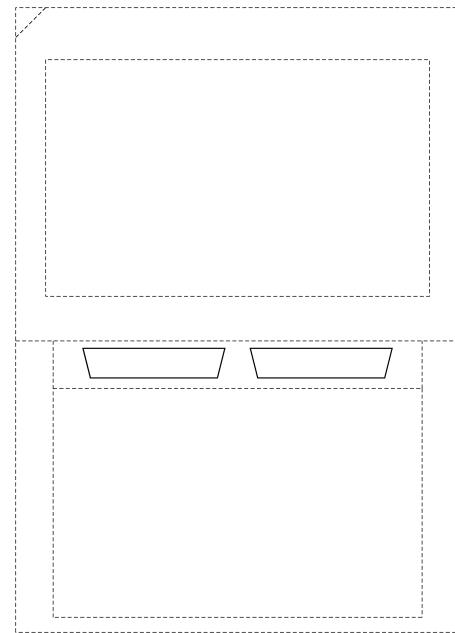
【図15】



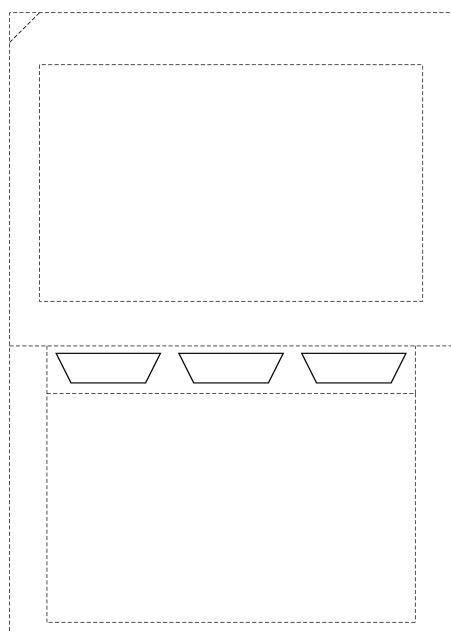
【図16】



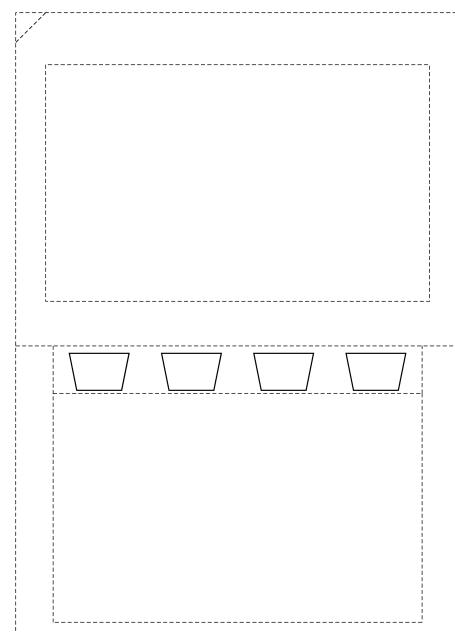
【図17】



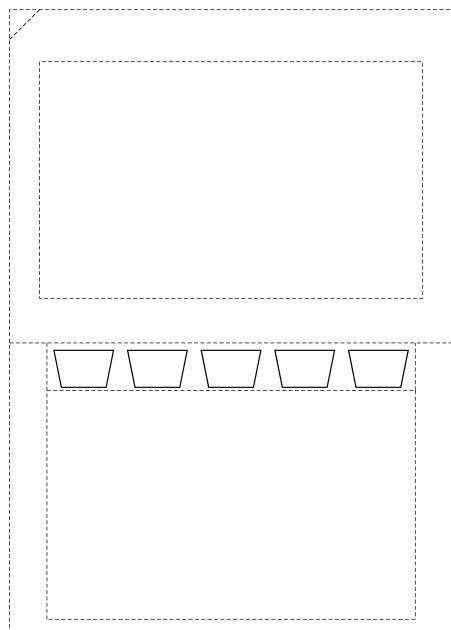
【図18】



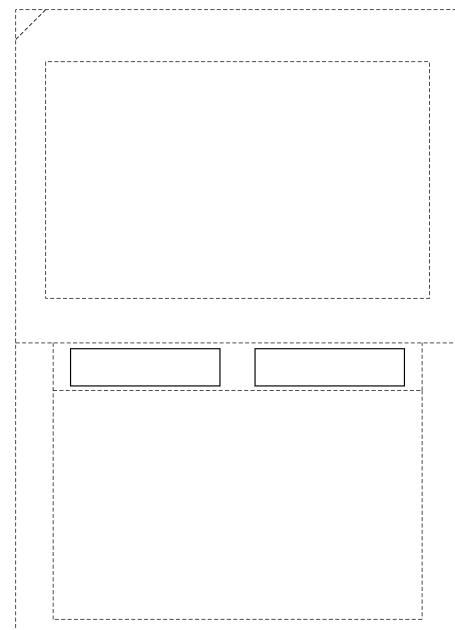
【図19】



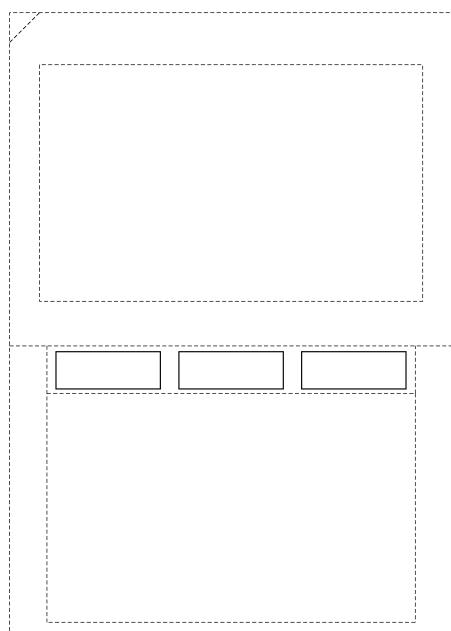
【図20】



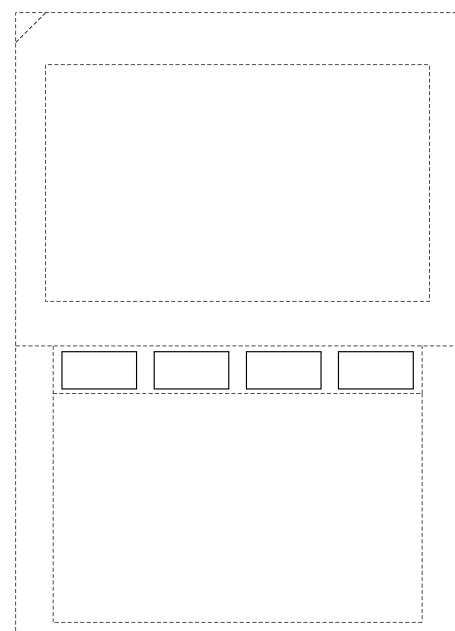
【図21】



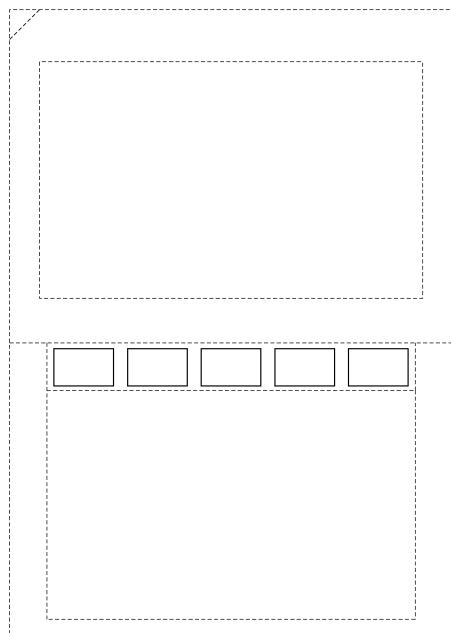
【図22】



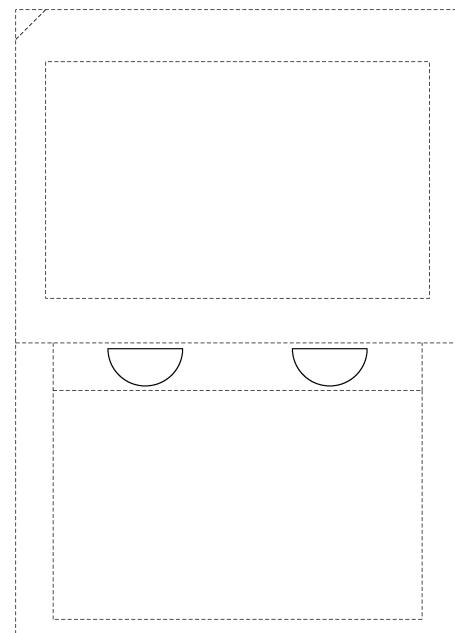
【図23】



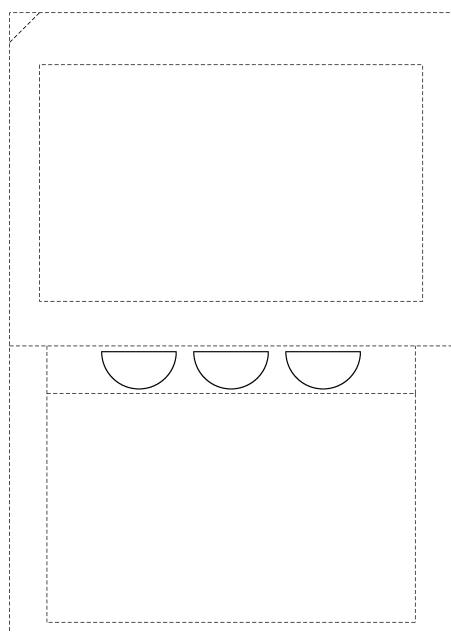
【図24】



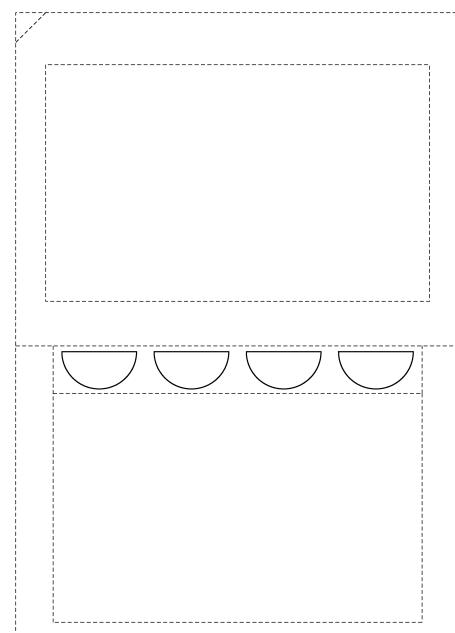
【図25】



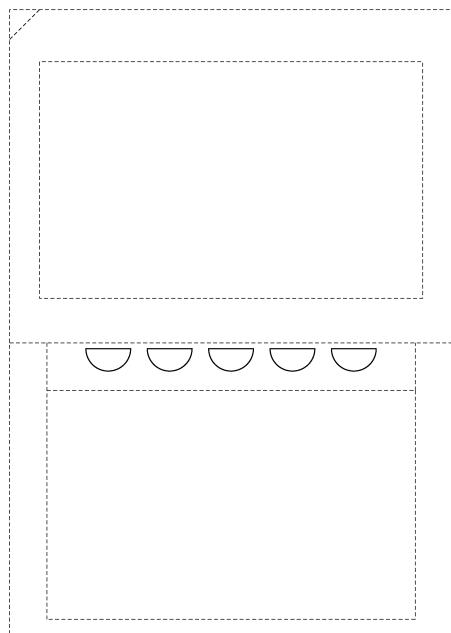
【図26】



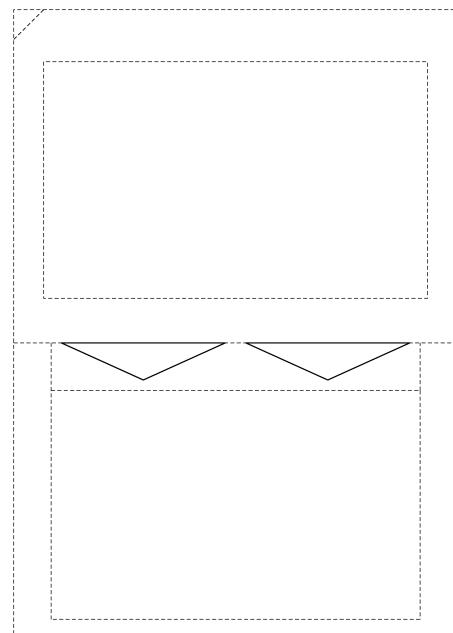
【図27】



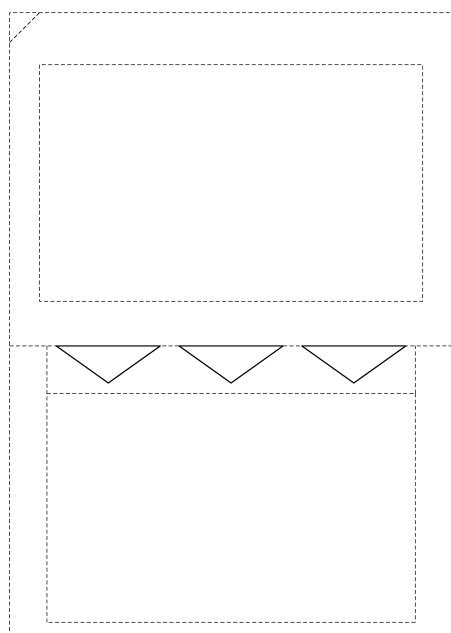
【図28】



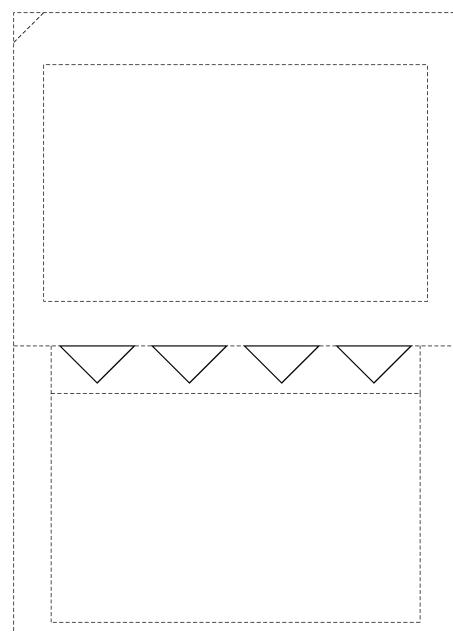
【図29】



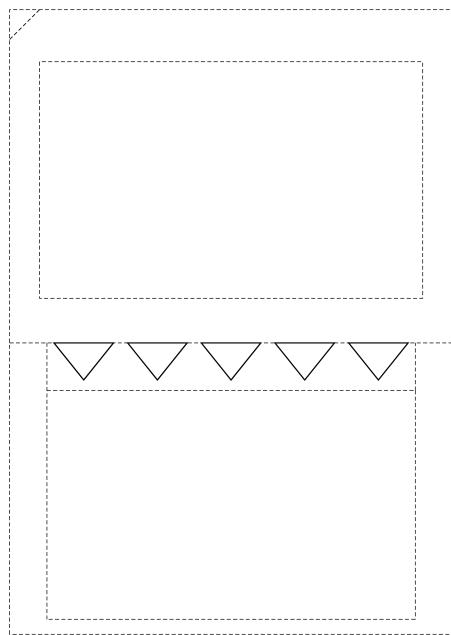
【図30】



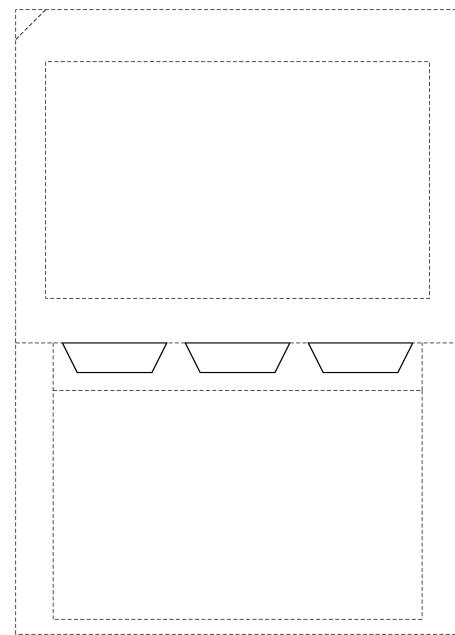
【図31】



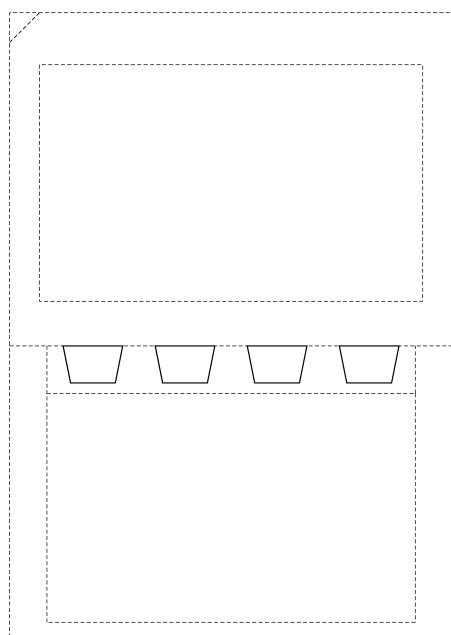
【図32】



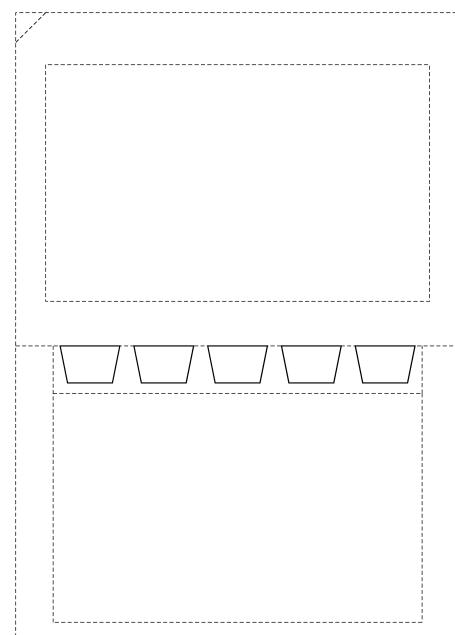
【図33】



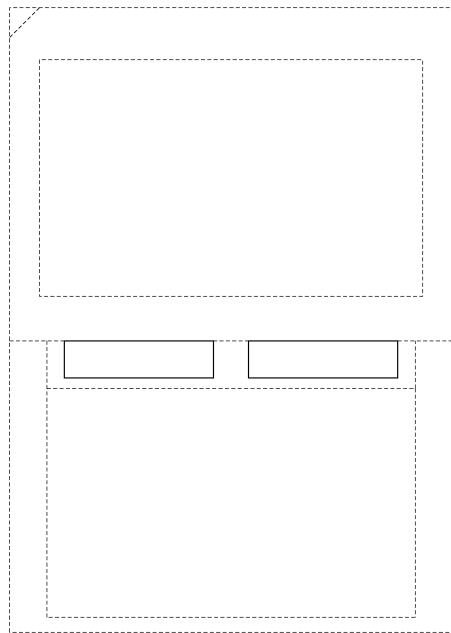
【図34】



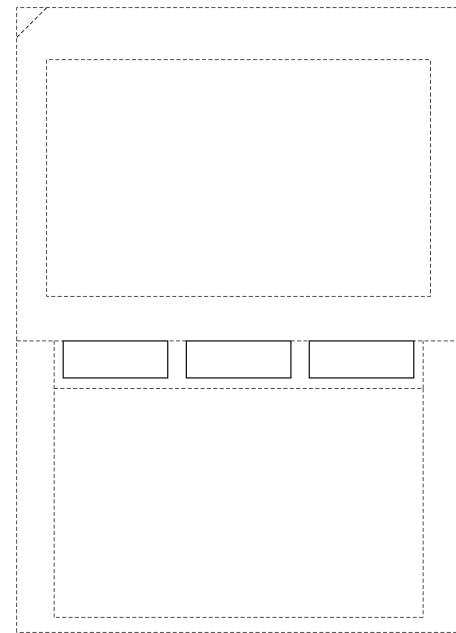
【図35】



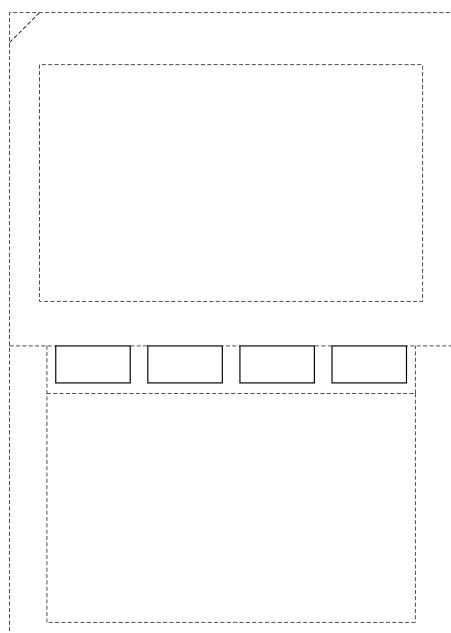
【図36】



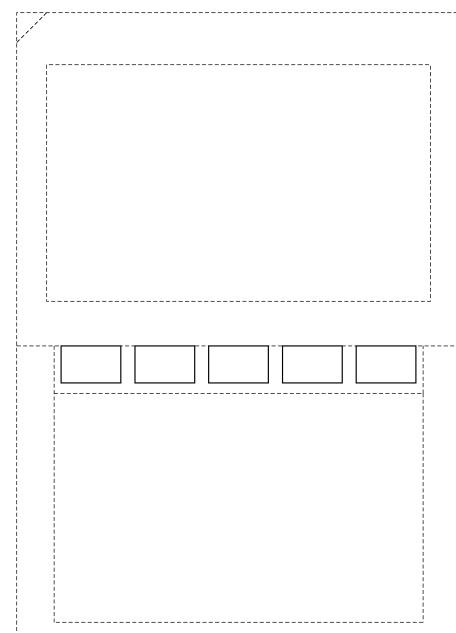
【図37】



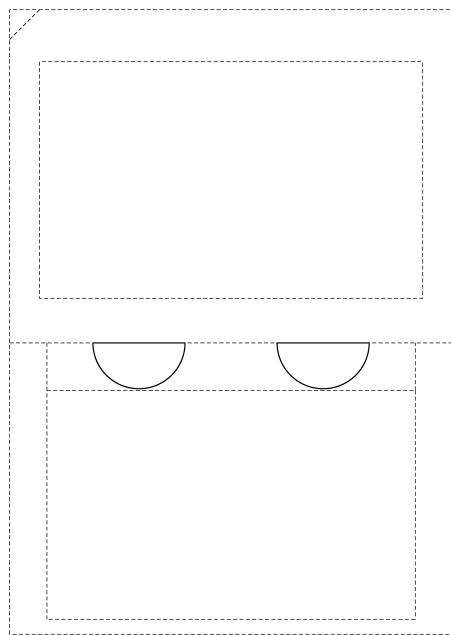
【図38】



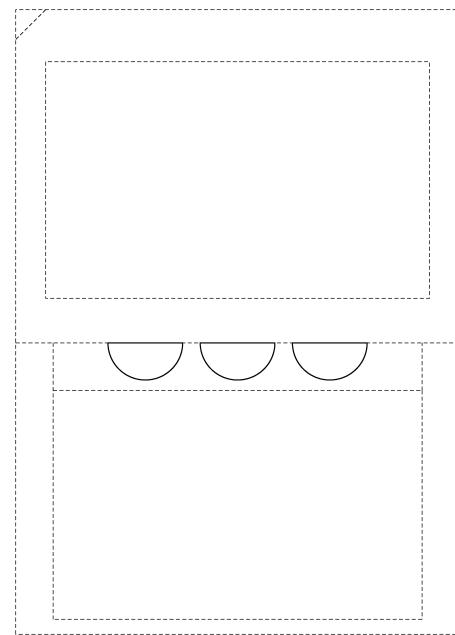
【図39】



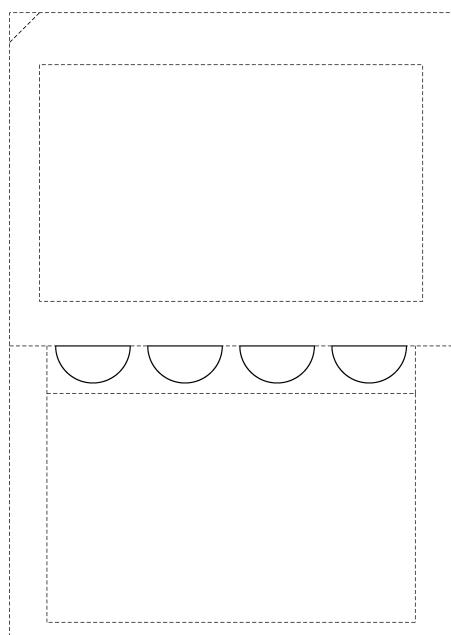
【図40】



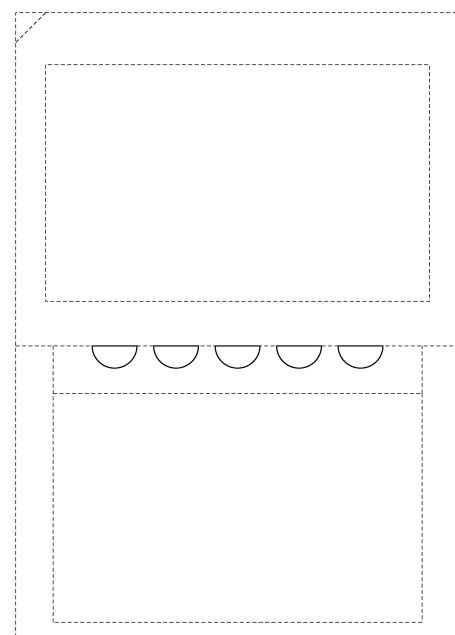
【図41】



【図42】



【図43】



フロントページの続き

(74)代理人 100176131

弁理士 金山 慎太郎

(73)特許権者 000110217

トッパン・フォームズ株式会社

東京都港区東新橋一丁目7番3号

(74)代理人 100104215

弁理士 大森 純一

(72)発明者 伊藤 彰

東京都港区東新橋1-7-3 トッパン・フォームズ株式会社内

(72)発明者 香川 真志

香川県高松市郷東町792-98 サンエイ株式会社内

審査官 櫻井 茂樹

(56)参考文献 特開2006-276386 (JP, A)

実開平04-094686 (JP, U)

特開平06-262884 (JP, A)

登録実用新案第3152137 (JP, U)

特開2009-137059 (JP, A)

特開2006-142574 (JP, A)

特開2006-281739 (JP, A)

特開2010-030046 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B42D 1/00-15/00

15/04-19/00

G09F 1/00- 5/04

19/00-27/00